

平成30年2月6日

葉山町議会議長 伊東圭介殿

葉山町下山口プロジェクトの緑化計画を検証する 重要性の確認を求める陳情書

葉山町議会は、「(仮称)葉山町下山口プロジェクト(葉山町下山口 1982-1 他)」によるマンション建設および宅地造成計画に関し提出されている緑化計画が、葉山町まちづくり条例をはじめとする関連規範や計画、運用慣行に照らし適正であるか否かを検証することの重要性を確認するよう求め陳情します。

葉山町まちづくり条例(平成14年)では、葉山町は碧く美しい海と緑豊かな山々に囲まれた風光明媚な素晴らしい自然環境に恵まれていると謳い、葉山町は「海とみどりにひろがる交流 文化のまち 葉山」の構想の下にまちづくりを進めてきています。

「葉山町下山口プロジェクト(葉山町下山口 1982-1 他)」は、一色第4種類風致地区に所在し、葉山町風致地区条例(平成26年12月22日条例第19号)第10条において、風致の維持に必要な緑化の促進に努める義務を定め、その附則にて、緑地率を第4種風致地区については10分の2(20パーセント)と定めています。

芝や緑化ブロックなどの地被類を利用した緑化面積の義務的緑化面積へ参入については、葉山町ではその上限に関する明示的な規定はありません。しかしながら、近隣自治体である逗子市においては、「逗子市風致地区条例」の運用において、地被類の緑地面積への算入上限を2割と規定し、また、横須賀市においても、「横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例」の運用に関する緑化基準の中で、芝および地被植物の緑化面積算入の上限を2割と定めています。

昨年12月に町民による情報公開請求で開示された「葉山町下山口プロジェクト」の緑化計画では、建設用地は第1種に隣接する第4種風致地区に所在しており、敷地の20パーセントを緑化することが義務付けられております。一方で、現行の緑化計画においては、地被類および緑化ブロックによる緑化面積は、義務的緑化面積の2割を超えており、緑化計画は、風致地区条例、緑の基本計画等の葉山町の施策ならびに運用慣行からして適正を欠くものと考えられます。

葉山町まちづくり条例では、事業者および施行者による良好な近隣関係の形成および紛争解決に向けた努力義務(第6条)、開発計画に関する周知・調整・合



意形成・説明の義務（第17条）、緑化義務（第32条）等を定めており、事業者および施行者はこうした条例の条項や理念を再認識し、真摯・誠実に対応することが必要と考えます。

上記を踏まえ、葉山町下山口プロジェクトの緑化計画を検証する重要性の確認を求める陳情します。

陳情者

宇野 喜三郎 葉山町下山口1848

奥 誠 葉山町下山口1848-8

竹本 良治 葉山町下山口1848-15

綱川 金治 葉山町下山口1898-4

森本 勝視 葉山町下山口1848-3

連絡先：宇野 喜三郎 葉山町下山口1848

電 (046-875-9989)